

食品表示の切り替えはできていますか

平成 27 年に食品表示法が施行され、消費者等に販売される全ての食品に新たな食品表示制度に沿った表示が義務付けられています

経過措置期間は令和2年3月31日までです

※加工食品及び添加物の表示の経過措置期間は、令和2年3月31日までです。
令和2年4月1日からは新ルールに基づく食品表示に切り替える必要があります。

準備 OK?

義務化により表示が必要になる栄養成分

●栄養成分表示の義務化

・食品関連事業者は、原則として、全ての消費者向け加工食品及び添加物へ栄養成分表示を表示する必要があります。

【義務】

熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム(「食塩相当量」で表示)

【任意(推奨)】

飽和脂肪酸、食物繊維

【任意(その他)】

糖類、糖質、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

**一般用加工食品を製造、加工、輸入、販売される
食品関連事業者の皆様**



小規模の事業者が製造する食品であっても
小規模ではない事業者が販売するものは

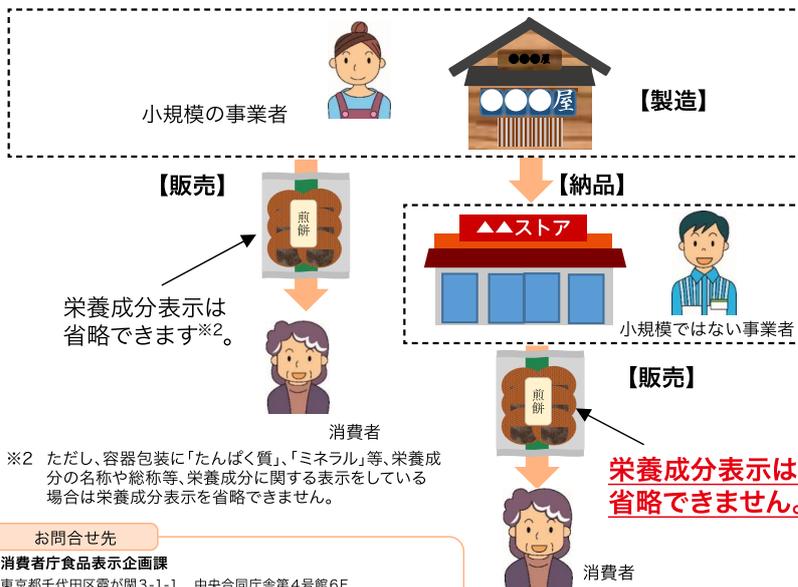
正しく理解
していますか?

**栄養成分表示を
省略できません**

小規模の事業者が製造した食品でも、スーパー等販売する事業者が小規模の事業者でない場合は栄養成分表示は省略できません。

ここでいう小規模の事業者とは、下記のいずれかに該当する場合です。

- ・消費税法において消費税を納める義務が免除される事業者
 - ・中小企業基本法に規定する小規模企業者^{※1}
- ※1 おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人)以下の事業者

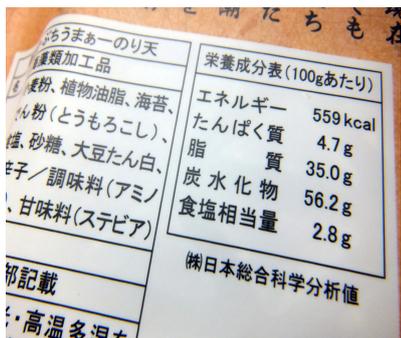


お問合せ先

消費者庁食品表示企画課

東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館6F
03-3507-8800(代表) http://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/

【平成30年5月】



その他の表示基準についても注意が必要です

●アレルギー表示に係るルールの改善

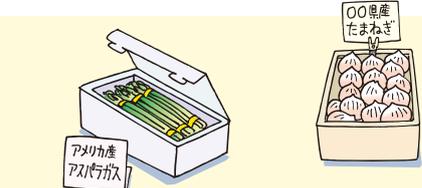
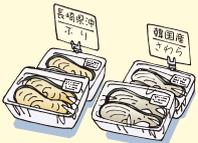
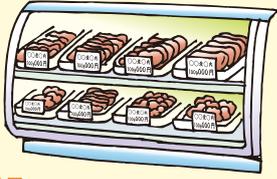
- ・特定加工食品及び特定加工食品の拡大表記を使った表示はできません。
- ・個別表示を原則とし、例外的に一括表示が可能。一括表示する場合は、一括表示欄にその食品に含まれる全てのアレルゲンを表示する必要があります。

●原材料と添加物を明確に区分して表示

- ・添加物の事項名を設けて表示するか、又は、原材料名の欄に原材料と添加物を明確に区分して表示する必要があります。(記号で区分して表示、改行して表示、別欄で表示)

●新たな製造所固有記号への移行(従来の制度の廃止)

- ・原則、同一製品を二以上の製造所で製造している場合に、届出した記号を使用できます。
- ・製造所固有記号は、「製造所固有記号制度届出データベース」を使用した届出が必要です。
- ・記号の前に「+」を冠し表示します。

生鮮食品の表示概要		農産物の表示概要	●表示事項… 「名称」「原産地」等	
		畜産物の表示概要	●表示事項… 「名称」「原産地」等	
		水産物の表示概要	●表示事項… 「名称」「原産地」等	
		玄米及び精米の表示概要	●表示事項… 「名称」、「原料玄米」、「内容量」、 「調製年月日、精米年月日又は輸入年月日」、 「食品関連事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号」	
		加工食品の表示概要	●表示事項… 「名称」、「保存の方法」、「消費期限又は賞味期限」、 「原材料名」、「添加物」、「原料原産地名」、「内容量又は固形量及び内容総量」、 「栄養成分の量及び熱量」、「食品関連事業者の氏名又は名称及び住所」、 「製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称」等	

※図表は消費者庁ホームページより引用

- 消費期限又は賞味期限の設定根拠となる『保存試験』『栄養成分分析』など弊社で承ります。包装資材と合わせて早目の準備をお勧めいたします。

検査のご依頼は



〒732-0821 広島県広島市南区大須賀町15番7号
TEL(082)263-3914 FAX(082)263-8366